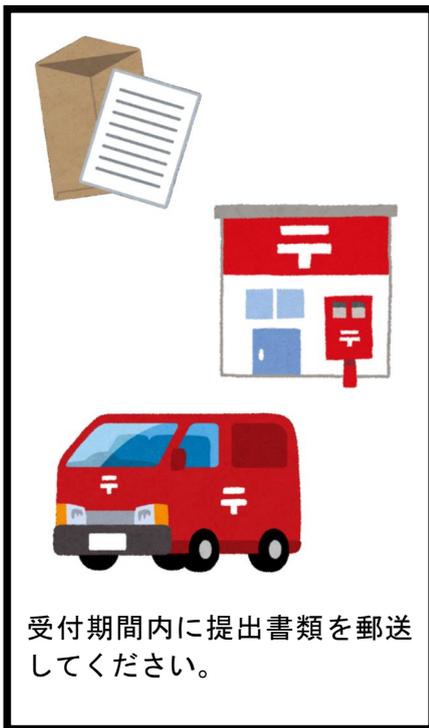




### 3 願書等を郵送により提出する。



#### 【願書等の提出について】

- 要項のとおり、願書および必要書類等を郵送にて提出する。
- ※ 電子申請の申込みのみでは出願とみなしません。必ず受付期間内に必要な提出書類を郵送にて提出してください。
- ※ 料金不足による差出人への返送にご注意ください。

#### — 受付期間 —

令和7(2025)年9月17日(水)から  
令和7(2025)年9月30日(火)まで

※9月30日(火)の消印まで有効

### 電子申請システムによる出願手続の注意事項

- 1 電子申請システムの利用可能期間は、令和7(2025)年9月1日(月)から令和7(2025)年9月30日(火)までです。申込み締切り直前の回線混雑時やシステム管理等のため、一時的に利用できない場合があるので、余裕をもって申込みしてください。
- 2 電子申請システムで使用するメールアドレスは、緊急連絡等にも使用することがあるので、本人がメールの受信を常に確認できるメールアドレスにしてください。
- 3 電子申請システムに必要事項を入力したら、必ず「申込む」ボタンをクリックしてください。「申込む」ボタンをクリックしないと申込みが正常に行われません。
- 4 申込みが正常に完了すると、登録したメールアドレスに「整理番号」及び「パスワード」が送信されます。入力した内容を「修正」する場合等に必要となるので、必ず控えてください。
- 5 申込み後、入力内容に「修正」が必要な場合は、電子申請システム内のメニュー「申込内容照会」から登録した内容を照会し「修正」を行ってください。
- 6 電子申請の申込みのみでは出願とみなしません。必ず受付期間内に必要な提出書類を郵送にて提出してください。